平成２６年（フ）第１６４号
愛知県岡崎市福岡町字北御坊山10番地　市営福岡荘１―105
債務者　伊藤　寿緒（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１５３号
横浜市緑区北八朔町1732番地
債務者　渡邉　清四
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９１９号
福岡市南区野多目６丁目４番13―406号
債務者　石田　洋司
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２２号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵421番地17
債務者　寺田　裕史
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２７号
福岡市博多区板付３丁目７番202号
債務者　前里　英幸
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５１号
福岡市東区若宮２丁目25番46号
債務者　瀧口　庸子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５４号
福岡市中央区舞鶴２丁目４番１号
債務者　山田　征廣
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５９号
福岡市早良区有田団地７番208号
債務者　新見　博司
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６１号
福岡市城南区荒江団地52番103号
債務者　志岐　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６２号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目４番18―105号
債務者　北海　　浩
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６５号
福岡市早良区原団地72番408号
債務者　大西　輝雄
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６８号
福岡市南区長丘５丁目４番26―202号
債務者　藏田真由美
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６９号
福岡市西区石丸２丁目３番１号
債務者　里見　聖美（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７２号
福岡市東区舞松原１丁目１番16号
債務者　山下　秀昭
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北５丁目８番９号
債務者　上　　昭子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７６号
福岡県宗像市自由ヶ丘西町12番地10
債務者　白木　郁良
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７７号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目９番10号
債務者　山元　利公
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７９号
福岡市東区千早１丁目９番４―910号
債務者　外園　美香（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部